



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 8 6 7 号 令和 7 年 9 月 5 日発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
4 5 7	徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の規定に基づき薬物を指定する件	薬務課
4 5 8	特定養殖業者の同意が漁業災害補償法に規定する要件に適合すると認める件	水産振興課
4 5 9	道路の供用を開始する件	高規格道路課
4 6 0	同	同
4 6 1	令和 7 年度砂利採取業務主任者試験を実施する件	河川政策課

徳島県告示第四百五十七号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十六条第一項の規定に基づき、次の薬物を指定する。

令和七年九月五日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 薬物の名称等

1 化学名 (ハR)・一・ベンゾイル・N・N・ジエチル・六・メチル・九・十・ジデヒドロエルゴリン・八・カルボキシアミド（通称 一Bz・LSD）及びその塩類

2 化学名 tert・ブチル 三・「二・（ジメチルアミノ）エチル」インドール・一・カルボキシレート（通称 NBoc・DMT、NB・DMT）及びその塩類

3 化学名 (四S・五S)・五・（四・フルオロフェニル）・四・メチル・四・五・ジヒドロオキサゾール・二・アミン、（四R・五R）・五・（四・フルオロフェニル）・四・メチル・四・五・ジヒドロオキサゾール・二・アミン（通称 四F・四・MAR、四・fluoro・四・Methylaminorex、四Fex、para・fluoro・四・methylaminorex、四F・MAR、四・FPO）及びそれらの塩類

二 指定の理由

一に掲げる物は、条例第二条第六号に掲げる薬物に該当し、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため

三 指定の効力発生の日

令和七年九月六日

徳島県告示第四百五十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第四項の規定により、次の加入区の区域内特定養殖業者の同意が法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合すると認めるので、公示する。

令和七年九月五日

徳島県知事 後藤田 正 純

法第百二十五条の二に規定する養殖業

のり等養殖業（黒のり）

加入区の名称	加入区の区域
長原加入区	長原漁業協同組合の地区
川内加入区	川内漁業協同組合の地区

のり等養殖業（青のり）

加入区の名称	加入区の区域
長原加入区	長原漁業協同組合の地区
応神町加入区	応神町漁業協同組合の地区
川内加入区	川内漁業協同組合の地区
徳島市第一加入区	徳島市第一漁業協同組合の地区
渭東加入区	渭東漁業協同組合の地区
徳島市辰巳加入区	徳島市辰巳漁業協同組合の地区

徳島県告示第四百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和七年九月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月五日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
2 8	阿南小松島	阿南市羽ノ浦町古毛萱原七番 三地先から 同 三地先まで 八番	四四・九	令和七年九月五日

徳島県告示第四百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎鳴門総合サービスセンターにおいて、令和七年九月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月五日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
4 1	徳島北灘	鳴門市北灘町折野字大川筋二 一二番二地先から 同 一四番二地先まで 二	一〇〇・〇	令和七年九月五日

徳島県告示第四百六十一号

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定に基づき、令和七年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和七年九月五日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 試験の日時

令和七年十一月十四日（金曜日）午前十時から正午まで

二 試験の場所

徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁九階九〇一会議室

三 受験願書の受付期間

令和七年十月十四日（火曜日）から同月二十九日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、同月二十九日までの消印があれば受け付ける。

四 受験願書の用紙の請求先

徳島県県土整備部河川政策課、徳島県東部県土整備局及び徳島県総合県民局県土整備部

五 受験願書の提出先

徳島市万代町一丁目一番地 徳島県県土整備部河川政策課

六 受験手続

受験願書（砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）様式第九によるもの）に写真（受験願書提出前六箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添付して提出すること。
七 受験手数料

八千百円（その額に相当する額の徳島県収入証紙を受験願書に貼付すること。）

八 その他

この試験についての問合せは、徳島県県土整備部河川政策課（電話。八八―六二―二五七一）へすること。